

「取り立て」を考える

半 藤 英 明

一、「取り立て」概念のゆれ

「取り立て」は、係助詞、および、副助詞をめぐる働きとして、近年、問題にされる文法概念であるが、現在までのところ、一致した定説がない。所謂「とりたて詞」の論などを含め、その把握の仕方は諸説で異なるが、概して、大きく二つの立場がある。対立点は、「は」を例に取つてみれば、その中心的用法とされる主題、対比を一括し得る概念と見るか、その中の対比用法のみを「取り立て」とするか、である。

最近の論では、丹羽哲也(二〇〇六・b)が従来の「取り立て」概念の説を比較・検討しつつ、「取り立て」

が「範列的な関係を言うもの」・「範列的な概念」であることを述べている⁽¹⁾。「は」で言えば、対比用法のみを「取り立て」概念で把握するというものである。範列的関係の表示にあるものを「取り立て」で把握することは、これを、表現現象を指示示す用語として解するということでもある。

筆者の立場は、丹羽のものと異なるが、一つのものを立場・認識の違いを以て議論する愚挙は避けねばならない。そこで、丹羽の論から触発された問題について、以下に述べたい。

丹羽の言うように「『は』において題目用法と対比用法とが連続体をなしている」(95頁)ことからされ

ば、少なくとも、主題用法（丹羽の題目用法に同じ）と対比用法とを切り離すことなく把握する概念が、どうしても必要である。そのような認識のもと、半藤英明（一〇〇三）では、「取り立て」が係助詞に見られる文法機能であることを述べ、その内容が「係助詞を挟んで前後する二項を他の構成要素よりも突出させて、いわば前景化（profile）して特化」する「構造的操作」を以て（84～85頁）、表現上は「文中で二項に分節された係りと結びの意味的関係を特に際立たせる（＝注目させる）ことで、主題および対比の文を作る働き」（75頁）であるとした。この規定は、主題・対比を一括する概念として「取り立て」を設定するものである。そのような概念設定は、以下のように、主題・対比の連続性にかかる問題において有効である。

北原保雄（一九八一）に従い、「は」の主題用法を「絶対的な取り立て^②」と解することにする。（そこにも言語全般が本質的に持つ排他性・対比性の存在は認め得るが、しかし、そのような言語の本質論的構想と

「主題」「対比」の別を扱う用法上の言語事象とを同列に論ずるべきではない。）この時、次例では、主題か対比かの判別に迷う。

・（自己紹介の場面で） わたしは山田です。

ぼくは橋本です。
ぼくは時枝です。

これらの「は」を解釈するに、仮に、発話者の山田・橋本・時枝それぞれが自らの「は」構文を絶対的に表明し、他に並行する事態を想定外にしていると考えるならば、それらは主題用法である。しかし、この場面に關わる聞き手の立場からすれば、それらの「は」を対比用法として、それぞれの「は」構文が対立的に示されているとも解し得る。勿論、発話者自身が対比用法として表明していることもあり得るのであるから、

このような事例を以て、主題か対比かを論ずる意義は乏しい。このことは、即ち、主題・対比の連続性を象

徴するものもあると考えられる。

また、丹羽哲也（一〇〇六・a）では、「は」の用法中に「非対比的提示」として「題目用法」とは別に「単純提示用法」の存在を指摘する。その例文として挙げられる「学校へは時々行くんですか？」について、丹羽は「対比用法としての解釈も可」とし、格助詞に下接する「は」の場合には「題目に近い場合もあり、

また一方では、「（ナイフでは）リンゴをむいた。」のように（对比の意味でしか成り立たない場合もある」としている（12頁）。これも、主題・对比の判別が必ずしも適わないケースを述べたものである。

このように、「は」の解釈上、用法の特定に困難なものが存在することは、「は」にとっての主題・对比の別が「は」の本質的なものではないことを示しており、また、それらを横断する概念の必要性を示している。

丹羽哲也（一〇〇六・a）・（一〇〇六・b）は、「は」の全体を「取り立て」概念ではなく、「課題構造」で

説明する提案をしている⁽³⁾。丹羽哲也（一〇〇六・b）によれば、「課題構造」は「基本的には、『Xは』」が前提をなし、そこにPを割り当てるという、Pに焦点が置かれる情報構造である」とされる。そして「係助詞というのは、Xの側であれ、Pの側であれ、焦点を付与する働きがあると理解することができる」とも説かれる（101頁）。

半藤の「取り立て」（前述）も、丹羽の「課題構造」も、共に、主題・对比を一括し得る説明の仕組みを設定するものである。即ち、そのようなものの設定が求められるという認識は両者に共通のものである。就いては、それぞれの優位性は測らぬまでも、それらの立場の違いを明確にしておく必要があるだろう。

二、「課題構造」の中身

丹羽が「は」の用法のトータルな理解の仕方として提案する「課題構造」は、前述のように、「Xは」が前提をなし、そこにPを割り当てるという、Pに焦

点が置かれる情報構造である。この点を、次の主題用法（a）、対比用法（b）の例で、私に辿つてみる。

a 夏は暑い。

b 夏は暑く、冬は寒い。

「課題構造」の規定に即せば、aは「Xにどんな属性・状況が成り立つか」というと、「Pが成り立つ」（101頁）という形で、「夏」を前提とし、そこに焦点となる「暑い」を割り当てた情報構造にあることになる。bは「XにPの肯定、XにPの否定が結びつく」（同頁）という形で、「夏」「冬」という前提に、その焦点となる「暑い」「寒い」をそれぞれ割り当てた情報構造にあるということになる。

このような「問・答」構造の結果、大野は「ハの下には何か知られていない情報が加えられ、それがハの上の題目についての説明となつて、判断の文が成り立つ」（31頁）とする。その情報構造は、当然に主題用法（a）、対比用法（b）の両用法のものである。⁽⁴⁾

大野のように「は」によって分断される一項を「問・答」の構造で把握することは、その場合の情報上の焦点を「答」に置くと認識することである。同じことを、この考え方では、筆者の見方では、嘗て、大野晋（一九七八）の示した「は」の「問・答」構造の主旨と、ほぼ重なる。

この考え方では、上接文言が中心になる場合と「言わなければならない」（15頁）と述べている。

・ハの上は問い合わせになり、そこで一度切断される。

それはハの下に説明を要求しているのであり、

また説明がくることを予告しているわけである。

だからハの下にはその求められている答えを加え、そして終結する。（29頁）

丹羽の「課題構造」は、「は」の下位部を焦点とするものであり、そこを情報上の要点と見る理論的枠組みとして、大野の「問・答」構造、重見の「提題機能」とは共通のものであると考えられる。その意味では、「課題構造」は、今日の特立的な提案ではないようにも思える。

しかも、それらは、いずれも、あくまで「は」の情報構造、即ち、「は」の意味的機能を分析したものであり、文法機能を述べたものではない点にも注意しなければならない。

「問・答」構造、また、提題機能であれ、「課題構造」であれ、それらは、「は」の全ての用法に適用できるものではない。例えば、次のような述部の結合を強める用法は、それらでは説明できない。

- c テレビを見_はする（勉強はしない）。
- d 暑く_はない（寒くもない）。
- e 男で_はない（女だ）。

これらは、「見る」「暑くない」「男でない」という部位に「は」を挿入して強調し、それに伴い対比的含みが表出するものである。このとき、それぞれ「は」の下位の「する」・「ない」のみを焦点や重要情報と見ることはできない。

連用語・副詞を承ける「は」の場合も、同様である。

- f 急には止まれない。
- g たっぷりとは食べられない。

どちらも、連用修飾関係の結合強化を目指しつつ、「ゆっくりとは止まる」「少しばかれてる」のような対比的含みを表出させるが、「急に」「たっぷりと」「が問い合わせ・前提であり、「止まれない」「食べられない」が答え・焦点である、という」とにはならない。

このように、「問・答」構造、提題機能、また、課題構造は、「は」の中の一定の用法に関係するものであり、従つて「は」の代表的な文法機能とは認識し得

ない。

「は」の文法機能については、青木倫子（一九九二）が所謂「二分結合」であると述べたものがある。「二分結合」は、尾上圭介の指摘に始まるものであるが、

青木倫子（一九八六）では、その働きが「は」によつて分断される前後二項を再結合するものである、として、次のように指摘する。

・この結合（＝「は」の前後二項の結合）は、切斷する以前の統括機能を恢復するものではなく、両者全く対等のものとしての関係を新たに成立せしめるのである。（6頁）

関わりで見れば、「は」の下位部を焦点・重要情報と見る理論的枠組みは、「問・答」構造や課題構造という観点から「は」の伝達情報の在り様を分析したものという理解に繋がる。

筆者によれば、「二分結合」によつて「は」の前後二項をそれぞれ対等の資格にすること、その働きこそ、「取り立て」に基づくものである。述部の結合（c）、e）、副詞を承けるもの（f・g）などを含め、「は」の全ての用法は、「取り立て」機能により、係助詞の前後二項が特化・重点化された状態にあると考える。

但し、「取り立て」による二項の特化・重点化は、係助詞全ての前後が対等の資格にあることを必ずしも保証するものではない。「も・こそ」の「取り立て」

が「二分結合」ではない⁽⁶⁾ことからは、「二分結合」の働きは、「取り立て」機能の一つの現れ方（特に「は」の文法的作用）と考えるべきものである。なお、「は」関係なしに、「は」のほぼ全ての用法に適用される⁽⁵⁾。

即ち「二分結合」は、「は」の文法的作用（＝文法上の操作）を述べることである。その「二分結合」との

の主題・対比の別は、「取り立て」機能が絶対的なものであるか（主題用法となる）、相対的なものである

か（対比用法となる）との連関にある、と把握することとで、「取り立て」の仕組みの中で捉え得る。

上記のように、主題・対比を一括し得る理論的枠組みながら、丹羽の「課題構造」とは係助詞の表現構造を指すものであり、半藤の「取り立て」は係助詞の文法機能として設定するものという違いがあり、両者の理論上の位置付けは異なっている。

三、なぜ「取り立て」なのか

本節では、表現上に「取り立て」概念を必要とするを以て、それが何のためであるか、の認識に努める。

前述までの私見を前提とするならば、表現上に二項の特化・重点化という文法機能を設定することの必要性が具体的問題である。

まず、「文」の理解をめぐって考える。時枝の文法論に立ち返るまでもなく、文の全般は、本質的に、言語主体の認識・判断に基づくものであり、それらと切り離しては理解し得ない性質のものである。しかしな

がら、その認識・判断の在り様をめぐり、文のタイプの別を考えることは可能である。例えば、仁田義雄（一九九一）は、文のあり方に「現象描写文」と「判断文（判定文とも）」とを設定する。原則として、前者は題目を持たない無題文であり、後者は題目のある有題文である。「現象描写文」は事態認識を主観の加工を加えないで表現するものであり、「判断文」は主観的判断なしには成立しない文ともされる。それらは、「判断文」が主観的な文であるのに対し、「現象描写文」は客観的判断の文である、とする理解を許すものであろう。

そのような文のタイプの別からすれば、二項の特化・重点化は、文中において注目度の高い対象を以て為されるのであるから極めて意志的なものでなければならず、主観の加工を加えない「現象描写文」においては、その対象が未定の状況であることになる。次の無題文は、特化・重点化すべき対象が決定される状況にない。

・小川に水が流れる。

このような「現象描写文」には、通常、特化・重点化すべき特定の要素が存在しないと見るべきである。故に、無題文となるのであるが、そこに特化・重点化すべき要素を見出し、そのことを表明しようとすることで、次の「判断文」となる。

・小川に水は、流れる。

これは、先の「現象描写文」との関係で見れば、「水(が)」と「流れる」の組み合わせを特化・重点化すべき二項と判断し、「は」で結合するものである。その結果、「現象描写文」であつたものが「判断文」の領域へと転ずる。

「は」と「判断文」との関係で考えれば、「は」は、もとより名詞述語文たる「判断文」の構成に関わることで有題文を作る。即ち、「は」の「取り立て」によ

る二項の特化・重点化は、「判断文」の中の「判断の対象」となる二項で為される。「は」の前項、また、後項のどちらか一方だけでは、基本的に「判断文」の構成素とはなり得ても、主題—解説の構造たる典型的な「判断文」は作れない。

「小川に水が流れる」のように、述語が支配的な役割の格述構文たる動詞述語文は、通常は、無題文の「現象描写文」として表現される性質にあるが、そのような性質のものを「判断文」として構成しようとすれば、まずは「判断の対象」となるべき主要構成素を選び出す必要に迫られる。それらが中心的情報となり、「は」の「二分結合」の働きによって、対等な資格の前後二項として表現されることになる。この時、その二項は、それらの結合成立の如何を問う前段階として、それらが対等な資格として結合し得る二項か否か、即ち、「は」構文での構成を可能とする要素か否か、という「選定」に関わる前提判断に支えられているものと考えられる。「は」によつても結合可能なものと、

そうでないものとがあるのであり、「判断の対象」を選定するためには、必ず前提判断の存在が想定されるということである。久野暉（一九七三）は、「『ハ』でマーカされる日本文の主題も、総称名詞句か、文脈指示の名詞句でなければならない」（29～30頁）として、「は」がトピック化し得る要素について述べている。また、寺村秀夫（一九九二）は、主題化に適さない名詞句として、指示対象が不特定であることを示すもの（不定名詞「どれ」、不定名詞句「どんな男」など）や、従属節の従属性が高いもの、などを挙げている。どちらも、「判断の対象」を選定する前提判断の、情報上の制限範囲を問題にしたものと考えられる。そのような具体的事象に反映する形で、「は」による「判断文」の形成前には「判断の対象」となり得るものを選定するための判断がある、と筆者は考える。

次の文でも考えてみよう。

- ・小川には、水が流れる。

これは、前掲の「現象描写文」の中から、述語「流れる」の支配下にある格成分「小川に」を特に取り出し、それと「（水が）流れる」との組み合わせを特化・重点化すべき二項と判断して「は」で結合するものである。そこにも、それら二項が「判断文」の直接的な「判断の対象」になり得る、という前提判断が存在していたと考えられる。それは、「小川に」という「に」格とその述語とによつても、それらを「判断の対象」とする「判断文」が作り得るという前提判断である。

「が」格を取り出す時とは異なり、「小川に」の「に」格は無形化しないが、格関係を特化・重点化するという点では、ともに同じ「取り立て」機能にあり、どちらも「判断文」を形成する、と思える。しかしながら、結果として「水は流れる」と「小川には（水が）流れる」とでは、用法的な違いが生ずる。丹羽哲也（一〇〇六・a）では「〔名詞句+格助詞+は〕は題目を表すのではない」（69頁）として「単純提示用法」に位置付ける。即ち、「水は」は題目であるが、「小川

には」は題目でない可能性がある。なれば、先の文（小川には、…）は有題文ではなく、従つて、それを「判断文」とすることへの疑義が生ずることになる。

しかし、ここに筆者は、格助詞下接の「は」が題目となるか否かの議論とは別に、題目を有することと「判断文」であることとが全てに一体的であるものではない、と考える。仁田義雄（一九九一）は「典型的な判断（判定）文は、『題目—解説』構造を取る文、言い換えれば有題文である」（118頁）とするが、更には

「判断文の述語は、スル形とスルダロウ形の対立を有する」（117頁）とも述べている。前掲「小川に水は、流れる」「小川には、水が流れる」の文は、どちらも「流れる／流れるだろう」のように、判断のモダリティという文法カテゴリーを有すると考えられ、「判断文」と考え得る。仮に、後者に對して題目の存在を疑うにしても、ひとまず、典型からは外れる「判断文」として扱うことができるだろう。⁽²⁾

上記のように、文における題目の有無を問わず、

「取り立て」による前後二項の特化・重点化が「判断文」における「判断の対象」となる格関係、副詞による連用関係などの言語関係において為されると考えるならば、「判断文」における「判断の対象」の指示こそが「取り立て」の目的であると考え得る。換言すれば、「取り立て」は、「判断文」の「判断の対象」を直接的に明示するところを把握する概念として必要である、ということになる。

四、「も」「こゝそ」の場合

「は」の「取り立て」が「判断文」の主要構成素となる「判断の対象」たる二項を指示し、その「取り立て」の前提として「判断文」の主要構成素となり得るか否かの前提判断がある、と考える時、同じく「取り立て」機能にある他の係助詞をどう見るか。

「も」「こゝそ」も、言うまでもなく、「判断文」の構成に関わるが、それらの助詞が特化・重點化する二項も、やはり「判断文」の主要構成素となるべく選択さ

れた二項であると言ひ得る。

1 この高名な料亭に出かけた陽水（歌手名）は食事のあと店の人たちから一曲所望された。ギターがないから、という逃げ道を塞ぐために、調律済みでそれも用意されていた。

（筑紫哲也『ニュースキャスター』）

2 そしてそういう努力をつづけていくことによつて、ねばり強い心とか、困難にくじけない心とかもつくれていく。また、苦しい思いをしても、目の前にある困難を一つ一つ突破していくことこそ、ほんとうに張り合いのことであり、楽しいことだということとも体験として覚えていくようになる。そういうことこそ、もっともたいせつな能力である。

（斎藤喜博『君の可能性』）

タード」と「用意されていた」は、前文の“陽水に一曲歌わせることが設定（＝用意）されていた”という事態認識の上に、「それ」が「用意されていた」ことを以て「も」を使用するものである。当然に「も」が特化・重点化する二項（「それ」と「用意されていた」）は、「判断文」における「判断の対象」であるが、それは「判断の対象」として選択される上で、事前の事態認識「陽水に一曲歌わせることが設定（＝用意）されていた」に支えられており、その前提判断に基づいて選定されたものである。そのような言語環境が典型的な「も」の使用には必要である。

例文2の傍線部「こそ」が特化・重点化する二項「そういうこと」と「たいせつな能力である」は、人間にとつて必要な諸々の能力があることを前提として選び出された「判断文」の主要構成素である。しかも、それらは、そのような前提を事態認識として持つていなければ、選定し得ない要素である。即ち、「こそ」による「判断の対象」の指示にも、その選定に関わる

例文1の「も」が特化・重点化する二項「それ（ギ

前提判断が存在していると考えられる。

「こそ」の前提判断を規定し、事態認識を支えてい るのが卓立の働きである。その働きは、次例のような表現の存在とも結び付いている。

五、「取り立て」の包括的な役割

3 炎と雪とを結びつける発想は、そこに「心」
が重ね合わされているからこそ、生まれてきた
のではないかと思う。

(俵万智『考える短歌』)

4 失敗したり、まちがいをおかしたり、後悔し
たりしているからこそ、自分をすこしずつよく
していくことができるのである。

(『君の可能性』)

こうして見ると、「は」「も」「こそ」は、いずれも「判断文」の主要構成素となる「判断の対象」たる二項の結合に携わる。しかも、その二項を選び出す上では、それらの選定に関わる前提判断（「は」の場合）、もしくは、そのような前提判断を規定する事態認識（「も」「こそ」の場合）が不可欠であると考えることができます。このことを以て、それらの「取り立て」機能は、等しく「判断の対象」の選定を経て、その特化・重点化を目指すものである、と見做し得る。

どちらも「判断文」であるが、このように因果関係にある表現同士を「こそ」が結合し得るのは、「こそ」の役割と因果関係の構成とが同種のレベルにあることによるものである。因果関係の形成には、その前提と

して諸々の結び付きの可能性があり、その中でも最上のものを選び出すという判断が必要で、そのあり方が「こそ」の卓立の働きに適合するものと考えられる。

注1 但し、丹羽は「取り立て」という用語よりも「範列関係」「同類関係」という用語で呼ぶべきことを述べている。93頁。

2 丹羽(一〇〇六・b)では、「絶対的な取り立て」の

考え方を唱える。93頁。

3 明治書院『日本語文法大辞典』には、係助詞「は」は

「ある特定の対象を明瞭に他の対象と区別（特立限定）して課題的に設定し、述語と結合して陳述をなす」(126

頁、野村剛史執筆、傍線筆者)とある。

4 黒田成幸(一〇〇五)は、主題の「は」は「は」が添加された名詞項が、背景の命題群において定項であつて、残りの部分が変項である」のに対し、対比の「は」は「『は』が添加された名詞項が、背景の命題群において変項であつて、残りの部分が定項である」とする(68頁)。そのような情報構造上の態勢は、「は」構文が現象的に、また、結果的に取るもので、「は」の本質的機能ではないと考へる。

5 但し、尾上圭介(一〇〇一)では、「題目提示」でも「対比」でもない「事態の強調的承認」「額縁的詠嘆」とも)の用法に「は」に伴う断続がないとする(71~72頁)。

6 半藤英明(一〇〇三)の第一部・第四章を参照。

7 所謂「転位陰題文」(転位文とも)のように、「が」構文ながら「判断文」であるものもある。なお、黒田成幸

参考文献

青木伶子(一九八六)

「『は』助詞は所謂『陳述』を支配するに非ず?」『国語国文』第55

卷第3号

——(一九九二)

『現代語助詞「は」の構文論的研究』(笠間書院)

大野晋(一九七八)

『日本語の文法を考える』(岩波新書)

尾上圭介(一〇〇一)

「係助詞の一種」『国語と国文学』第79卷第8号

北原保雄(一九八二)

『日本語の世界6 日本語の文法』(中央公論社)

久野暉(一九七三)

『日本文法研究』(大修館書店)

黒田成幸(一〇〇五)

『日本語からみた生成文法』(岩波書店)

重見一行(一九九四)
寺村秀夫(一九九一)

『助詞の構文機能研究』(和泉書院)
『日本語のシンタクスと意味III』
(くろしお出版)

仁田義雄(一九九二)

『日本語のモダリティと人称』(ひ

(一〇〇五)は「文の題目となるのは名詞句である」(68頁脚注)とするが、筆者は、「判断文」の主要構成素たる二項のうちの前項については「題目」に当たる、と考へたい。

つじ書房

丹羽哲也 (二〇〇六・a) 『日本語の題目文』(和泉書院)

(二〇〇六・b) 「『取り立て』の概念と『取り立て

助詞』の設定について』『文学史

研究』(大阪市立大学) 46

半藤英明 (二〇〇三) 『係助詞と係結びの本質』(新典社)